大分県日

中小企業・小規模事業者のための大分県融資制度のご案内

令和7年度版

大分県融資制度(県制度資金)とは

大分県では、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完し、中小企業・小規模事業者が行う資金 調達の円滑化を図るため、各種制度資金を運営しています。

大分県は、金融機関に対して県制度資金の貸付原資の一部を預託し、金融機関はこれに金融機関の資金を加えて融資を行います。融資審査は金融機関と信用保証協会が行い、大分県が定めた融資条件で融資されます。

ご利用いただける方

各資金ごとの融資対象者の要件に該当するほかに、信用保証協会の保証対象となる中小企業者又は組合であることが必要です(金融機関提案型資金、やさしさライフビジネス支援資金は除く)。

① 事業規模

業種ごとに、常時使用する従業員数又は資本金 のいずれか一方が該当していることが必要です。

(一部例外となる資金もあります)

業種	資 本 金	従 業 員		
製造業、その他(下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下		
卸 売 業	1億円以下	100人以下		
小 売 業	5,000万円以下	50人以下		
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下		
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造 業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下		
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下		
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下		
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下		
小売業を主たる事業とする特定非営利活動法人	-	50人以下		
卸売業又はサービス業を主たる事業とする 特定非営利活動法人	=	100人以下		
その他の特定事業を行う特定非営利活動 法人	-	300人以下		

※家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。

② 事業実績

県内で保証対象事業(信用保証協会の保証対象となる事業)を行っている必要があります。

※創業支援資金など一定のものを除く

③ 業種・資金使途

業種、資金使途によっては利用できない場合が あります。

なお、許認可等を必要とする事業を行う方は、 許認可等を受けていることが必要となります。 詳しくは、信用保証協会又は県経営創造・金融課 にお問い合わせください。

※対象とならない業種等

・農林漁業、投機的事業、金融・保険業(一部金融業 および保険媒介代理業、保険サービス業を除く)、宗 教法人等

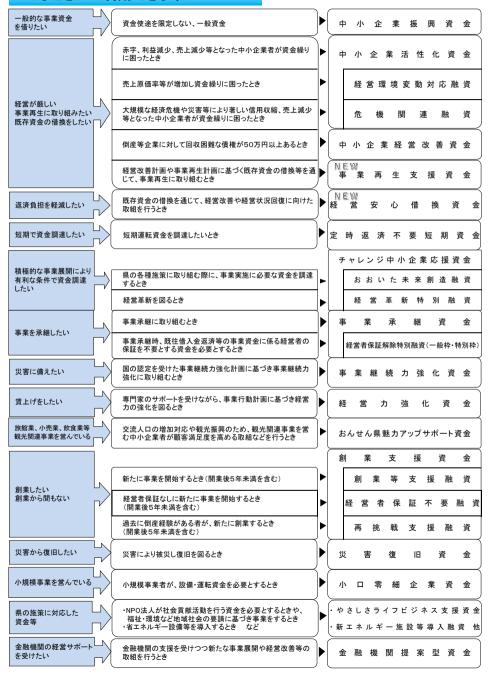
・生活資金、住宅リフォーム資金等

融資の申込手続き



大分県商工観光労働部 経営創造・金融課 大分市大手町3丁目1番1号 TEL(097)506-3226

こんなときにご利用できます



一般資金(融資対象者を限定しない資金)

区	.m			融 次 社 在 本		融資		条	件		担保等	指定金融機関		
分	Ą	並	4			既 具 刈 水 伯	融資限度額	融資期間(うち	資期間(うち据置期間) 融資利率		保証料率	その他の条件	担 体 守	11 上 並 隙 (後) 美
- 般	中 小 企	* :	振 興	資	金	県内で、保証対象事業を行っている中小企業者又は組合	設備·運転 企業 8,000万円 組合 1億円	10年以内(1年以	.内)	(基準利率) 1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	(保証料率A) 年 1.15%以内	-	ただし、法人代表 者以外の連帯保 証人は原則不要。 ※3	大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商工中金・伊予銀行・福田銀行・ 西日本シティ銀行・肥後銀行・ 筑邦銀行・北九州銀行・宮崎銀行

特別資金(県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金)

□ 資金名 融資対象者				融資	条件			担保等	指定金融機関											
分					頁	亚	名					献 莫 刈 豕 省	融資	限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件	担保等	指 正並艦機関
不	#	Þ	小	企	業	活	性	化	資	i :	金	次のいずれかに該当する者 ・直近の決算網において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確実と見込まれる ・通近の決算網において、前年に財化総常利益が10%以上減少している ・直近の決算網において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少が確実と見込まれる ・設品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、 製品等価格に転嫁できていない	設備·運転	8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	(保証料率C) 年 0.75%以内	_		大分銀行・豊和銀行・ 大分億用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商本工空・世予銀行・福岡銀行・ 西日本シティ銀行・肥後銀行・ 筑邦銀行・北九州銀行
対							経営	環境変	变動 対	応融:	資	次のいずれかに該当する者 ・最近3か月の売上原価率等(売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合)が前年同期に比 へ増加している ・最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年 同期に比べ増加する見込み	運転:	8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率H) 5年以内 1.5% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年0.00%			大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 商工中金・北九州銀行・宮崎太陽銀行・ 西日本シティ銀行・福岡銀行・肥後銀 行・伊予銀行
策							危	機関	連	融	資	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者	設備·運転	2億8,000万円	10年以内(2年以内)	別に定める	別に定める	市町村の認定書 が必要※1		
												①特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者) ②破綻金融機関関連中小企業者	運転	2,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F)	(保証料率C) 年 0.75%以内		保証人は、必要と	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・
140	中	小	企	業	経	莲	Ś	改	善	資	金	③特定取引中小企業者(再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う者)	運転	500万円	10+261(1+261)	7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	特定中小企業	中町村寺の部と	なる場合がある。 ただし、法人代表 者以外の連帯保	北九州銀行・伊予銀行
質												④再建中小企業者 ⑤再生支援中小企業者	運転	5,000万円	10年以内(2年以内)	104WM 1.0%	者 は年 0.25%			
金繰	N E		営	安	心	f	#	換	資	:	金	既往借入金の借換えを行う者で、以下のいずれかの認定等を受けたもの ①セーフティネット保証5号 2最近1か月間の赤上高、赤上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少しているもの ③最近1か月間の赤上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少しているもの ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少しているもの の	設備·運転	2億8,000万円	3 15年以内(5年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	(保証料率E) 年0.65%以内	市町村の認定書 や「売上高減少 要件確認書」等 が必要		大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分界信用組合・商エ中金・西日本シ ティ銀行・肥安銀行・筑井側行・北九州 銀行・宮崎太陽銀行・横浜幸銀信用組 台・愛媛銀行
り支	N E ≢	-	業	再	生	3	支	援	資	:	金	経営サポート会議による検討等に基づき作成又は決定された経営改善計画や事業再生計画を策定し、当該計画に 従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者	設備・運転∶	2億8,000万円 (別枠)	15年以内(3年以内)	15年以内 2.2%	年0.15%	-		大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・西日本シ ティ銀行・肥後銀行・筑邦銀行・北九州 銀行・横浜幸銀信用組合
援	定	時	返	済	不	要	Ē	短	期	資	金	短期の資金繰りに必要な資金を調達しようとする者	連転	5,000万円	1年以内 (ただし、金融機関等の審査に より当初借入から起算して最長 5年間継続利用可能)	年1.8%	年 0.15%	_		大分銀行・豊和銀行・ 大分信用金庫・大分みらい信用金庫・ 日田信用金庫・大分県信用組合・ 伊予銀行・福岡銀行・北九州銀行・ 宮崎太陽銀行・横浜幸銀信用組合・肥 後銀行・西日本シティ銀行
				A 386	、援 資 🕏	金	おおい	いた未	未 創	造融	資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う者 ・大分地域率引企業創出事業・OITAゼロイチ(一次審査通過) ・アクセラレーションブログラム・アトツギベンチャー創出支援事業 他 ※5	設備・運転 2億8,000万円 -	設備 15年以内(2年以内) 運転 10年以内(1年以内)	7年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.4%以内	年 0.35% ※2	県の認定書、補助金交付決定通知書などが必要 ※6			
attr	771	000	ተ ጥ 1	止未ル) 恢 具:		経営	革新特別融資	ĝ.	付加価値が相当程度向上するような経営革新を図る者	設備・連転 2億8,000万円	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.2%	経営革新計画の 承認が必要※1) 保証人は、必要と なる場合がある。 ただし、法人代表				
削向きな	事	事 業 芽		承	#	継		資	;	各 ②経 ③事 維 ④M ⑤中	①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、「経営承継円滑化法」という。)第12条第1項 各号の規定による認定を受けた中小企業者等 足経営承継円滑化法施行規則第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者 ③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき承 継を行う者 ④M&Aにより事業承継を行う者 ⑤中小企業活性化協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しよ うとする県内企業から事業承継を行う者	設備·運転	2億8,000万円	設備 15年以內(1年以內) 連転 10年以內(1年以內)	(特別利率F) 7年以内 1.6%	NEW 年 0.15% ※2	県の認定書、確 認書又は事業計 画書などが必要 ※1	者以外の連帯保 証人は原則不要。 ※3 担保は、必要に応 じて徴求する。	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日間信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日間信用金庫・ 大分県信用組合・商エ中金・ 北九州銀行・伊予銀行	
取							特定	経営産	私継 関	連融	資	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた中小企業者の代表者				10年以内 1.8%				
組						経	営者保			事業承継時、既住借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていること について経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者			10年以中(4年以中)	15年以内 2.2%	NEW 年 0.05% ※2		保証人不要。 担保は、必要に応			
支					経	営者保	証解除	特別融	資(特)	引枠)	事業承継時、既往借入金返済の事業資金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることに ついて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者	運転	2億8,000万円 (別枠)	10年以内(1年以内)		# 0.05% %Z		じて徴求する。		
援	事	š	業	継	続	カ	強	化	資	ŧ :	金	国の認定を受けた事業継続力強化計画に基づき事業継続力強化に取り組む者	設備・運転	2億8,000万円	設備 15年以内(1年以内) 運転 10年以内(1年以内)		年 0.25%	国の認定書 が必要※1		
等	ħ				資 :	金	宿泊業、飲食店、小売業、温泉施設、バス業、タクシー業、レンタカー業、その他交流人口の増加への対応、観光振 興のため必要であると知事が特に認める取組を行う者	設備·運転	2億8,000万円	設備 15年以内(2年以内) 運転 10年以内(1年以内)	(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	年 0.15%	-	保証人は、必要と なる場合がある。 ただし、法人代表 者以外の連帯保 者以は原則不要。 ※3	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・肥後銀行・伊予銀行					
	稻	ž.	営	t	1	強	ſ	t	資	:	金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら賃上げの目標設定を含む事業行動計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う者	設備・運転・借	換 2億8,000万円	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内) 借換 10年以内(1年以内)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0%	利用者は事業行 動計画の進捗状 況等を金融機関 へ報告する必要 がある。	担保は、必要に応じて徴求する。	大分級行・豊和級行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・肥後銀行・筑邦銀行・ 北九州銀行・西日本シティ銀行・愛媛銀 行・伊予銀行

特別資金(県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金)

П		資	金名	融资対象者		融資	条	件		担保等	指定金融機関
:	`	Д 3	<u> </u>	版 貝 刈 水 13	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率	その他の条件	世体寺	旧た亚陆恢庆
1	J		創業等支援融資	次のいずれかに該当する者のほか制度要綱で定める者 - 事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始 - 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し事業を開始 - 中小企業者である会社が別会社を設立 - 上記の創業者等であって、創業から5年未経過				年 0.35% ※2		保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3 担保不要。	
1	倉	小業 支援 資 金	全 経 営 者 保 証 不 要 融 資	次のいずれかに該当する者のほか制度要綱で定める者 ・事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し事業を開始 ・中小企業者である会社が別会社を設立 ・上記の創業者等であって、創業から5年未経過	設備·運転 3,500万円	10年以内(1年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	年 0.55% ※2	_	担保·保証人 不 要	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・ 北九州銀行・伊予銀行・肥後銀行
1	all Control		再挑戦支援融資	事業を廃止した者等で、当該事業廃止又は解散から5年を経過せず、次のいずれかに該当する者のほか制度要綱で定める者 ・事業ででいない個人で、1月以内に新たに事業を開始 ・事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに全社を設立し事業を開始 ・事業を営んでいない個人が主発が後5年未経過 ・事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未経過				年 0.35% ※2		保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。※3 担保不要。	
1	and and	少 害 復 旧 資 金 一 般 融 資		火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする者	設備·運転 8,000万円	10年以内(2年以内)	(特別利率F) 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	年 0.25%	市町村の証明 書が必要※1	保証人は、必要となる場合がある。ただ	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合・商工中金・
l	i		知事指定災害融資	知事が特に認める火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする者	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	し、法人代表者以外 の連帯保証人は原 則不要。※3	北九州銀行·肥後銀行·伊予銀行
事	小		普 通 貸 付	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者、事業協同小組合等			(特別利率C) 1年以内 1.5%	(保証料率D) 年 0.85%以内	既存の保証付き	担保は、必要に応じ て徴求する。	大分銀行・豐和銀行・大分信用金庫・
業者	規模	小口零細企業資金	個人向け無担保無保証人貸付	次の全ての要件に該当する者 ・大分県内において1年以上継続して事業を行っている ・融資申込前1年間に納明が到来した税額があり、当該税額を完納している ・信用保証協会からの無担保、無保証人保証以外の保証を受けていない	設備・運転 2,000万円	10年以内(1年以内)	5年以内 1.8% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5%	年 0.7%	融資残高との合計が、2,000万円までに限る。		大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組含・伊予銀行・福岡銀行・ 西日本ンティ銀行・北九州銀行
			低燃費車両等導入融資	陸運局の貨物自動車運送事業の許可又は登録を受けた者であって、以下のいずれかに該当する車両を導入 するもの。ただし、導入する車両は、直接運送事業の用に供するものに限る イ 国土文通名がエネルギーの使用の写理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づいて定め る最新の微費基準を達成した車両 ロ 電気自動車、燃料電池自動車、水素エンジン自動車、天然ガス自動車 ハ その他排出方代性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両として知事が特に認めたもの	設備 8,000万円		(特別利率B) 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	年 0.15%	_		大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫・十分分の日本 ・大分県信用組合・福岡銀行・西日本シ ティ銀行・肥後銀行・伊予銀行
ļ	į)		新エネルギー施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備、生産性の向上に資する設備を導入する者	設備·運転 2億8,000万円	10年以内(1年以内)	(特別利率H) 5年以内 1.5% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%			保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原	
1	i i i 地	」域産業振興資金	健康経営事業者融資	健康経営優良法人認定、または、健康経営事業所の認定を受けた者(初回認定から5年以内に限る)	設備·運転 企業 8,000万円		(特別利率A) 2.1%	(保証料率B)	知事等の認定書	則不要。※3 担保は、必要に応じ て物求する	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫・日田信用金庫
3	†		優良産業廃棄物処理業者融資	優良産廃処理業者認定、または、おおいた優良産廃処理業者評価制度の認定を受けた者(初回認定から5年内に限る)	組合 1億円		2.176	年 0.85%以内	知事等の認定書 等が必要		・大分県信用組合・商工中金・北九州銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・伊予銀行
4	-		耐震化促進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた者等	設備·運転 2億8,000万円	20年以内(2年以内)	(特別利率D) 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 15年以内 1.6% 20年以内 2.2%	年 0.25%			900 T T
			やさしさライフビジネス支援資金 冬件などは 冬客会の制度薬	・社会貢献度の高い事業を行うNPO法人	設備 500万円 運転 500万円 NPO法人つなぎ融資 1,000万円	設備10年以内(1年以内) 運転10年以内(1年以内) NPO法人つなぎ融資1年以内	大分県信用組合 短期プライムレート	_	_	担保:不要 保証人 :(法人)代表者の み (個人)1名必要	大分県信用組合

◎ご利用にあたっての詳細な融資条件などは、各資金の制度要綱・制度要領をご確認ください。

- ※1 経営革新計画、国・県の認定書、確認書及び事業計画書等については、県経営創造・金融課にお問い合わせください。 ※2 大分県信用保証協会の割引後の保証料率です。 ※3 「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としないことができます。
- ※4 条件変更により追加して発生する保証料(国補助分)については、利用者負担となります。 ※5 対象施策については県ホームページをご確認ください。 ※6 各事業の証明書については事業を実施する事務局にお問い合わせください。

金融機関提案型資金

資 金 名		融資対	象者	融資限度額	融資期間(う	資 (5 据 置 期 間)	条 融資利率	件 保証料率	その他の条件	担保等	指定金融機関
金融機関提案型資金	新たな事業展開や経営改善等前	向きな取組を行う者等(下段)	を参照)	指定金融機関所定		融機関所定	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		指定金融機関所定	指定金融機関所定	大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・ 大分みらい信用金庫・日田信用金庫・ 大分県信用組合
制 素 おおいたチャレンジを授ファンド [融資対象]創業する方(第二創業・事業承継)、創業2年以内の中小企業者 [借入金額]1,000万円以内 (融資期間]7年以内(据置2年以内) [十ポート]事業計画策定支援、商談会等原路大支援、人材育成支援等 創 ま・新・事・業 ほうわ地方創生支援資金(創業・新事業) [融資対象]創業する方(事業開始後1年以内の中小企業者)、新事業展開と図る方(借入金額]3,000万円以内 (融資期間]設備資金・10年以内 運転資金・7年以内 [サポート]事業計画作成支援、マーケティング・マネジメント知識等の提供、販路拡大 長 業 [おうカ戌長産業支援資金 [融資対象]観光、医療・介護、環境・エネルギー、食品製造・加工関連産業を営む中川(借入金額]2億円以内 [融資期間]設備資金・15年以内 運転資金・7年以内 [サポート] 販路拡大支援、コンサルティング支援、国・県の補助金・施策情報のご案内	【取扱金融機関 (株)豊和銀行】 企業者 【協会保証】不要	(融資対象)女性創業者の (借入金額)1.500万円以内 (サポート)おおした。 成 支 (融資対象)事業拡大・新引 (借入金額)3.000万円以内 (サポート)事業計画作成 (金額)第一級・県・市町 (金額)第一級・県・市中の (金額)第一級・県・市中の・ビン (借入金額)5.000万円以内 (借入金額)5.000万円以内	接 成長応援 事業展開に取り組む方 内 【融資期間]設備資金:10年以 支援、販路開拓支援、外部支援機 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	方を含む) (内(据面1年以内) 【協会保証・ 専門家派遣・セミナー等のご案内等 1日一ン 【取扱金融材 以内(据面1年以内) 【協会保証・ 関による事業計画進捗管理等 東の援助資 ・変・②補助金等を利用して行う事業 以専門家の派遣による経営指導を受けて こいる方 年以内) 【協会保証	限 大分信用金庫】 不要 大分みらい信用金庫】	[融資対象] [借入金額]: [サポート]ョ 日 田 攻 [融資対象] [借入金額] (開入金額]	集· 地場產業 日田以珠地域で地元 3,000万円以内 (「 事業計画・経営改善 1 珠 例 雲 日田以珠地域で創 1,000万円以内 (「 事業計画・経営改善 1,000万円以内 (「 事業計画・経営改善 新 事 (リ、) 3,000万円以内 (「 事業計画策定支援、4	では、	金:10年以内 運転 事業展開応援職道 金:10年以内 運転 金:10年以内 運転 3:10年以内 運転 長サポート資金が 金:15年以内 運転	:資金:5年以内 ジネスマッチング支 (:資金:5年以内 ジネスマッチング支 なるサポ″ :資金:7年以内	【取扱金融機関 日田信用金庫】 【協会保証】個別判断

令和7年度の主な制度

1. 経営安心借換資金

既往借入金の借換えを通じて、経営改善等を目指す事業者の資金繰り支援

2. 事業再生支援資金

事業再生計画等に基づく既往借入金の借換え等を通じて、事業再生を目指す事業者の資金繰り支援

3. 事業承継資金の保証料率引き下げ

一般融資及び特定経営承継関連融資:0.25%→0.15%,経営者保証解除特別融資:0.15%→0.05%

融資利率一覧

融資	期間	1年以内	5年以内	7年以内	10年以内	15年以内	20年以内
一般資金	基 準 利 率	1.9%	2.2%	2.4%	2.6%	-	-
	特別利率A		2.	-	-		
	特別利率B		1.8%	2.4%	-		
	特別利率C	1.5%	1.8%	2.3%	2.5%	-	-
特別資金	特別利率D	1.	0%	1.	2%	1.6%	2.2%
147772	特別利率E		1.3	-	_		
	特別利率F		1.6%	2.2%	-		
	特別利率G		1.8% 2.2%		2.2%	-	
	特別利率H	1.	5%	1.8%	2.0%	2.4%	_

保証料率一覧

- 1. 信用保証協会の保証付きとなります(「金融機関提案型資金」、「やさしさライフビジネス支援資金」を除く)。
- 2. 保証料率に「以内」の表示がある場合は、下記のとおり中小企業の経営状況等に応じて保証料率が決定されます。

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	Α		1.15% 1.00% 0.80%						0.60%	0.45%
	В	0.85% 0.80%								0.45%
県制度資金 保証料率	С	0.75%								0.45%
	D				0.70%	0.50%				
	Е	0.6	65%	0.6	60%	0.50%	0.45%	0.35%	0.25%	0.15%
※ 比 較 参 考	A~C	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
信用保証協会基準保証料率	D	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

- ※ 表示の保証料率にかかわらず、セーフティネット保証が適用された場合の保証料率は0.7%(中小企業経営改善資金の特定中小企業者・地域産業振興資金(耐震化促進融資)・災害復旧資金(一般融資)は0.25%、おんせん県魅力アップサボート資金・地域産業振興資金(新エネルギー施設等導入融資)は0.15%、中小企業活性化資金(経営環境変動対応融資)は0.0%など別に定める場合あり)
- ※ 担保がある場合など、さらに保証料率の割引が適用される場合があります。
- ※ 経営者保証を提供しない場合は0.25%または0.45%の上乗せ保証料が必要となります。

ご利用時の注意事項

- 1. 県制度資金以外の融資を含め、全ての保証付き融資からの借換えが可能です。 (やさしさライフビジネス支援資金及び中小企業活性化資金(経営環境変動対応融資)を除く。中小企業経営 改善資金、小口零細企業資金及び事業承継資金(経営者保証解除特別融資)では保証付き以外の融資からの 借換えができる場合があります。)
- 2. ご利用中の融資について、条件の変更ができる場合があります。ただし、融資期間の延長については、原則、当初の借入れの日から各資金の要綱で定める融資期間に3年を上乗せした期間が上限となります。 (新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金、定時返済不要短期資金を除く。)
- 3. 各資金ごとの条件や特別措置がある場合がありますので、詳細については申込窓口または県経営創造・金融課にお問い合わせください。
- 4. 記載事項は令和7年4月1日現在のもので、その時々の事情により変更されることもありますので申込窓口で確認してください。

セーフティネット保証(経営安定関連保証)の利用について

セーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う信用保証協会の特例保証制度です。

【対象となる中小企業者】

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

- 1号: 大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により、影響を受ける中小企業者
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により、影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣 等に所在する中小企業者
- 3号: 突発的災害(事故等)により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を含む中小企業者
- 4号: 突発的災害(自然災害等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号: 業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号: 金融機関の破綻により、当該金融機関からの借入れが困難になるほど、資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号: 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号: 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると認められる者

【セーフティネット保証5号の主な認定要件】

- 〇最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少
- 〇製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

【県制度資金を利用する場合の保証料率】

年率 0.7%(中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの・地域産業振興資金(耐震化促進融資)・災害復旧資金(一般融資)等は0.25%、おんせん県魅力アップサポート資金・地域産業振興資金(新エネルギー施設等導入融資)等は0.15%、中小企業活性化資金(経営環境変動対応融資)は0.00%など別に定める場合あり。)

<セーフティネット保証を利用する場合の手続の流れ>



お問い合わせ先

【融資制度に関すること】

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL:097-506-3226 FAX:097-506-1882

【信用保証に関すること】

大分県信用保証協会

経営支援部 経営支援二課

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号

 保証部 保証一課
 TEL:097-532-8246

 保証部 保証二課
 TEL:097-532-8247

 経営支援部 経営支援一課
 TEL:097-532-8296

TEL:097-532-8297

